

五月三日の会通信

14

岡山から (その一)
徳島から
岡山から (その二)

25 16 2

30. V. 1973

：知識人とは精神の好事業家でもなくまた職人でもない。なにかの職業ゆえに知識人となるものでもない。いわんや、精神の発現の形式にたいし、意味ありげにかかわりあうことで知識人になったりできるものではないのだ。——精神に關係のない連中に、思想上のよりどころを提供しようとする、あの深刻そうなおしゃべりは、知識人に値することもっと乏しいものである。

(ハインリヒ・マン 『ゾラ』「精神」の章より)

「眞実は地中に埋められると、大地の下でその力を集め、その破碎の力は増し、その爆発の日には、すべてのものとともに飛碎するだろう。」

(同じく「行為」の章より)

岡山から（その一）

情況 1 (寫) 審查說明書

(氏名) さか 坂 もと 本 もり 守 のぶ 信	(所属部局) 岡山大学教養部
(官職) 文部教官 講師	(職務の等級) 教育職俸給表(-)3等級
(処分の種類および程度) 懲戒・免職	(根拠法令) 国家公務員法第82条1号 ・第2号および3号

(審査の理由)

上記の者（以下「同人」という。）は、主として昭和47年10月以降別紙のような行為をした。別紙（6枚）

上掲の諸行為は、国家公務員法第98条第1項、第99条および第101条第1項の諸規定に違反し、国立大学教官としてふさわしくない行為といわざるを得ない。

なお、同人に対しては、授業等拒否の行為により、昭和45年4月22日停職5月の懲戒処分を行ない、教育公務員としての自戒と反省を求めたにもかかわらず、反省のあとがみられない。

よって、国家公務員法 82 条第 1 号、第 2 号および第 3 号の規定により懲戒処分として免職することを相当と認める。

岡山大学評議会は、上記のとおり、学長から申し出があったので、教育公務員特例法第9条第1項の規定により審査することに決定した。よって、この審査説明書を交付する。

廬山大學評議會

(決定日付) 昭和48年4月10日	(交付日付) 昭和48年4月12日
----------------------	----------------------

(教示)

教育公務員特例法第9条第2項の規定により、この審査説明書を受領した後14日以内に、岡山大学評議会に対して請求した場合は、口頭または書面で陳述する機会が与えられます。

別
紙

昭和四七年度前期成績判定業務に関する教養部長の職務上の問題、合せを無視して行為。

(1) 昭和四七年十月十三日『「坂本教官」の△教務▽係』より委託されたと称する片山恵子名義で送付されてきた同人担当英語

の昭和四七年度前期成績票に対し、教養部長はその信びよう性について疑義を感じ、昭和四七年十月十四日、十八日、二六日および十一月十三日付で、四回にわたり文書をもって同人自身

(注) が判定したものであるかどうかを同人に問い合わせたところ、期限内にいずれも責任ある回答がなかった。

回答期限
十月十四日付問い合わせの文書に対しても十月十七日ま
で

十月十八日付問い合わせの文書に対しても十月二

一日正午まで
十月二六日付問い合わせの文書にては十一月

一月二十六日竹間いとおせのアリスに外しては十一月七日まで

十一月十三日付問い合わせの文書に対しては十一月十四日十七時まで

(2) 昭和四七年十一月十六日教養部教官会議にさいし、会議室にて

入ってビラを配布していた同人に對し、教養部長から「さきに吉山恵子名義で送付の成績票は、あなたが判定したものですか

と質問したが、同人回答せずに立ち去った。

2. 昭和四七年度後期成績判定業務に関する責任ある手続きをしなかつた行為

(1) 同人担当の英語の昭和四七年度後期成績票が、未提出（提出

期限 昭和四八年二月二十四日)のため、昭和四八年三月七日立
書をもつて教養部長から同人対し、その提出を求めたところ、

昭和四八年三月十二日十九時五分ごろ同人が教養部教務係に後

導入しようとした。また、同人は会議中議長席のわきで大声を発するなどし、教養部長の再三の注意にも応ぜず、かつまた、前記教養部長の警告書を無視して再度会議の進行を妨害した。

4. 建物への不法侵入、不退去により昭和四八年入学試験を妨害した行為

(1) 昭和四八年度入学試験の試験室として使用予定の教養部一〇三教室は、昭和四八年二月九日から建物管理上閉鎖していたが、同人は二月十二日から無断で同教室に入り、教養部長が補修箇所調査の必要上、二月二一日、二月二四日および二月二六日に、口頭で退室を求めたにもかかわらず内側より施錠して、係官の入室を拒み退去に応じなかつた。

(2) 昭和四八年二月二七日、一〇三教室補修のための学長、教養部長連名による教養部A棟およびその週辺への立入禁止の掲示を無視して、同人は一〇三教室床下配管溝内に入りこみ、退去について教養部長の再三の説得、勧告にも応ぜず、引き続き同所に止まり、三月二日退去命令にもかかわらず、これを無視して入学試験終了（三月五日）まで退去しなかつた。

以上の同人の行為により一〇三教室の入学試験室としての使用を不能にさせ、そのため入学試験の諸準備の変更と、その実施上の全学的特別措置を余儀なくさせたことなどによつて入学試験を妨害した。

5. 建物を破壊し汚損した行為

(1) 昭和四八年二月十二日同人は、一〇三教室の開扉の要求が教養部長に拒否されたため、同日十三時三〇分ごろ教職員、学生多数の面前で、同教室ドアのガラスをドライバーでたたき割り、鍛をはずして学生等約十名とともに無断侵入した。

(1) 昭和四八年二月七日二月十日までおよび二月十二日から二月二六日まで、同人は学生等とともに無断で一〇三教室を占用した。その間同教室は落書きなどによって汚損されていた。

6. 期末試験を妨害した行為

情況 2 ××一〇三××▽処分▽追求闘争速報 (四・一九) より

四月十七日夕刻、田代ほか十名が△写真機▽、△テープレコーダー▽とともに△一〇三▽の△のれん△をくぐり、△上意でござるぞ▽と△審査説明書▽の写し△と称するものと、「△陳述請求について▽の写し」△と称するものをむりやり置いていく、本物の△審査説明書▽にも、△陳述請求について▽にもめぐり会つていないので、果して本当に△写し▽なのかどうか分らない。

以下に片山恵子の前記文書に対する受領証、△審査説明書▽の写し、△陳述請求について△の写しらしきものを掲載する。しらしきもの、△陳述請求について△の写しらしきものを掲載する。領致しました。

一九七三年四月十七日午后四時三〇分

受 領 証

岡山大学評議会 殿

△坂本▽教官を▽処分▽する会 片山恵子

四月十七日午后四時二〇分頃、田代嘉宏氏ほか教名がもつてこられた「坂本守信教官」宛文書(△審査説明書らしきもの△の写し、「△陳述の請求について△の写しらしきものの写し」△と称するものと、「△陳述請求について△の写し」△と称するものを掲載する。)

△一〇三×× △坂本▽ 教官を▽処分▽する会への登場を△
△処分審査過程▽奪回△
△処分△の根柢性の追求を△

(注・△審査説明書▽の写しは、二頁(四頁に掲載)

情況 3

岡山大学

昭和四八年四月十二日

坂本守信 殿

岡山大学評議会

陳述の請求について(通知)

昭和四八年四月十日付本評議会決定の審査説明書について、あなたが陳述の請求をされる場合は、下記事項を厳守し、別紙の陳述請求書に必要事項を記載し、記名押印の上、昭和四八年四月二六日までに岡山大学長あて親展・書留で必着するよう送付して下さい。おつて、今後本評議会からあなたへの通知は、岡山市津島岡大南宿舎RB三〇二貴名あて行ないます。

記

一、陳述は、審査説明書にかかる事実関係について、不服があれば、述べることができますので、あらかじめご承知ください。

二、陳述は、口頭または書名のいずれか一つの方法によるものとします。

三、口頭陳述による場合

(1) 陳述は、非公開であつて、あなた以外の者の出席はいっさい認めません。

(2) 陳述の時間は、六〇分以内とします。

四、書面陳述による場合

陳述の字数は、一〇、〇〇〇字(四〇〇字詰原稿用紙二五枚)以内とします。

以上

(1) 昭和四八年二月十三日十六時ごろ、同人は野瀬教授の英語試験開始直後、同試験実施中の教養部一〇四・一〇五教室に侵入し、印刷物を配布するとともに教卓上に生卵を置き、同試験を約十分間にわたり妨害した。(受験生一〇四教室一〇九名一〇五教室五一名)

(2) 昭和四八年二月十九日教養部四〇五教室において、入江助教授の英語の試験を実施中(テープによる聞き取りの試験)、十時二〇分ごろ同人は同教室に侵入しようとし、それを制止する入江助教授のがけて生卵を投げつけ、さらに教室内に入り、黒板に数回落書きしたのち黒板ふきを持ちかえるなど、同試験を約十分間にわたり妨害した。(受験生九五名)

7. 期末試験の監督業務を放棄した行為

教養部長から命ぜられていた昭和四七年度後期末試験のうち、昭和四八年二月十二日第三限(十一時二〇分から十二時十分まで)上野教授担当の法学および第四限(十二時四〇分から十三時三〇分まで)太田教授担当の哲学の監督業務に従事しなかつた。なお、同人は昭和四七年九月以前においても、教養部長から命ぜられていた昭和四五年度後期末試験、昭和四六年度前期末試験、同後期末試験および昭和四七年度前期末試験の監督業務に従事しなかつた。

8. 教養部教務係掲示物のとりはがしなどに関連する行為

昭和四八年一月三一日教養部教務係掲示板の掲示物を△一〇三▽に保管する旨の掲示が同掲示板にあったので、係官が一〇三教室におもむいて調査したところ、取りはがされた掲示物(十六点)を同人が所持していた。

また、同人は教養部教務係掲示板に無断掲示を行なつた。

受 領 証	岡山大学評議会 殿	△坂本▽教官を▽処分▽する会 片山恵子
四月十七日午后四時三〇分	記	△一〇三×× △坂本▽ 教官を▽処分▽する会への登場を△ △処分審査過程▽奪回△ △処分△の根柢性の追求を△

証明書

岡山大学評議会の指示により、下記の者に坂本守信講師に対し、昭和四八年四月十二日に交付した審査説明書の写および陳述請求についての通知の写を伝達のための使者および立会人を命じたことを証明する。

記

使 者	評議員	教養部長	田 代 嘉 宏
立会人	評議員	杉 富士雄	
事務局	人事課長	林 直樹	
教養部	事務長	田 中 正	
以上			

昭和四八年四月十七日

岡山大学長 谷 口 澄 夫

情況 4 ×一〇三×▽処分▽追求闘争速報₁₆₄（四・二三）より

一九七三年四月二一日

岡山市津島

岡山大学評議会 殿

じ ゃんきい 気付

△坂本▽教官を▽処分▽する会（会長 片山恵子）

構成員 坂 本 守 信

四月十七日に審査説明書の交付および受領に関して貴評議会に問い合わせを出しましたが未だにお返事を頂いておりません。その間すれちがいで十七日夕刻貴評議会のお使者さまから片山恵子が審査説明書らしきもの写しその他の文書を受領致しましたが、当方未だ審査説明書とめぐり会えず從つて当然受領も致しておりますのでこれが本物の審査説明書の写しかどうか当方にはわかりか

ねます。（つらつら読みでみますと、掲げてある事実性のあまりの浅薄さに、まさかこれが岡大評議会の作成したものとは信じがたいです、四月十日付読書新聞にあるところの△じ ゃんきい▽に関する記述がないのも附に落ちません。）そこで改めて次のことをおたずね致しますので至急文書にてご回答下さい。

1. 貴評議会は教育公務員特例法第九条にいうところの△審査説明書の交付▽があったと考えているのか。
2. そう考えているとするなら、それは△いつ▽あったと考えているか。
3. また、そう考える得る根拠を明らかにされたい。
4. また、教育公務員特例法第九条にいうところの△審査説明書の受領▽はあったと考えているのか。
5. そう考えているとするなら、それは△いつ▽あったと考えているか。

回答は前便ならびに前々便にてお願ひしましたとおり教養△一〇三▽におもち下さるよう要求します。
なお当方四月十二日以来、坂本秋子、裕美、美加と連絡がとれておらず、△岡山南宿舎RB三〇二▽は空室となつており、△RB三〇二▽の鍵ももっておりませんので、△RB三〇二▽を介しての当方への連絡は不可能です、急の為。

△フロク▽△淀川長治▽さんのものろーぐ
出ましたネ、出ましたネ、ようやく審査説明書らしきものの写しが片山恵子さんのところに届いたようですね、でも本物の審査説明書がまた届いてないですか、△本物▽の写しかどうかわかりません
(処分の種類および程度) △懲戒免職▽とありますネ、これはどんネ、写し読んでみましょうネ
いうことでしおね、△懲戒▽っていうのは、懲らしめ、戒しめるということですかね、何を懲らしめるのでしょうか。片山恵子さん

でしようか。△免職▽ってのは何ですかネ、△職▽を△免▽れると読むのでしようか。もう△仕事▽しなくていいよつてことかしら、お金くれるんでしようか。きっとくれないんでしようね。結局△懲戒免職処分▽っていうのは△金やらんそ▽△一家ともども野たれ死にしろ▽ってことでしようね、でも片山恵子さんは死にませんね、

だって、この世に生きてるすべての人達の△影▽ですもんね。
(審査の理由) とありますネ、△四七年十月以降別紙のような行為をした▽のが△国家公務員法九八条第一項、第九九条および第一〇一条第一項の規定に違反し、国立大学教官としてふきわしくない△んだそうですヨ、△法律▽や△機動隊▽を出してくるときの△大学▽つていうのは格調高いですね、スバラシイですね。
別紙よんでもみましようね。

6. △期末試験を妨害した行為▽とありますね。
片山恵子さんが△存在△する△大学▽には△妨害▽と写つてしまふとした△大学▽って△大学▽の△人のいないところ▽の別名でしようかネ。

7. △期末試験の監督業務を放棄した行為▽とありますね。

△大学▽では自分の仕事をおつぱり出して△教官様▽の試験監督をやっていると△処分▽されないんでしょうね。
△教養部教務係掲示物のとりはがしなどに関連する行為とあります。

△風が吹けば樋屋がもうかる△、△大学▽にあてはめると△掲示板が移動すると△処分▽が出る△。それにしても片山恵子さんは△存在△するだけで全宇宙を△所持△することができると△ハナシ△ですネ。△残念△ですネ。△写し△には△じ ゃんきい▽についての記述がありませんね、やっぱり△大学▽からは△じ ゃんきい▽は、△視え△ないんでしょうね、△見え△なくしちゃったんでしょうね。

△来週は△懲戒処分書▽△処分説明書▽らしきものの写しが△一〇三▽に届くかもしれませんね、楽しみに待ちましょうね。

△それじゃ サヨナラ、サヨナラ、サヨナラ。

情況 5 ▽処分▽追求闘争速報₁₆₂（四・十八）より

一九七三年四月十七日

岡山市津島

岡山大学評議会 殿

△じ ゃんきい 気付

△坂本▽教官を▽処分▽する会（会長 片山恵子）

1. △建物への不法侵入、不退去により昭和四八年度入学試験を妨害した行為▽
2. △空気▽が人を招じ入れ、△壁▽や△黒板▽が語り出すのを△大學▽ではこういう風に呼ぶのでしょうか。
3. △教養部教官会議を妨害した行為▽
4. △建物への不法侵入、不退去により昭和四八年度入学試験を妨害した行為▽
5. 建物を破壊し、汚損した行為とありますね。

質問書

四月十二日、十三日、△岡大南宿舎RB三〇二△ドア付近、および教養△一〇三△周辺にて不可解なことが起つてあります、ひょとしたら貴評議会が「坂本教官」の△懲戒処分△に関し、教育公務員特例法第九条に定める審査手続が進行していると誤解されるのではないかと思われるふしがありますので、以下の点につき至急文書にてご回答下さい。なお回答は四月十一日付の前便にてお伝えしました通り教養△一〇三△に貴評議会議長谷口澄夫氏がおもち下さるよう要求致します。万一代理の方がお出下さる場合は、当方が資格を確認し得る文書を当方にお渡し下さい。

1. 貴評議会は審査説明書を△交付△したおつもりでしょうか。
2. 未だ審査説明書を交付されておらず、当然受領も致しておませんが、

1. 貴評議会は審査説明書を△交付△したおつもりでしょうか。

2. 未だ審査説明書を交付されておらず、当然受領も致しておませんが、

1. 貴評議会は審査説明書を△交付△したおつもりでしょうか。

2. 未だ審査説明書を△交付△したと考えているか。

3. 未だそう考え得る根拠は何か。

4. また△いつ△、△どこ△、△受領△されたと考えているか。

5. またそぞ考え得る根拠は何か。

なお前便の△「坂本教官」を△処分△する会△とあるのは△坂本△教官を△処分△する会△と改めます。

・ 四月十六日正午前、田代ほか二名△一〇三△の△のれん△をくぐり、△一〇三△を△視察△（？）

参考資料

教育公務員特例法

- 第九条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。
- 大学管理機関は、前項の審査を行なうに当つては、その者に對し、審査の理由を記載した説明を交付しなければならない。
- 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合には、その者に対し口頭又は書面

で陳述する機会を与えるなければならない。

4. 大学管理機関は、第一項の審査を行なう場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を懲ることができる。

5. 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に關し必要な事項は、大学管理機関が定める。

（注）大学管理機関△評議会

四月十七日一一〇〇頃△三〇五△（△△一〇三△）にて△菅教官△、△△（△影△）と一人相撲△一〇三△△坂本△教官を△処分△する会 連日 於……

（△三〇五△の黒板に出現した表現）

△於△で断ち切られた表現は△ど△へ向つてきまようが、或いは△ど△へ落ちて行こうするか。

△於△：と即したまま△指△に残された△チヨーク△は、△何△に刻印するか。

△於△：と印されたまま空白する△黒板△は、△何△を△待つて△いるか。

△チヨーク△、△黒板△と断ち切られた△指△の△固有時△史△は△菅教官△の△擬共同時△史△を射ち貫ぬくか△△を押し出す△手△、△擬共同時△史△に奪われたその△手△は、△手△の△固有時△史△にめぐり会えぬまま宙に舞う。

△あなた△は△擬共同時△史△を△擊つ△△固有時△史△↓△共同時△史△の△狙撃手△となり得るか。

△一〇三△△坂本△教官を△処分△する会
連日 於……

情況 6 △処分△追求斗争速報△（四、十六）より

一九七三年四月十一日

岡山大学評議会 殿

岡山市鹿田本町七一二三

じんきい気付

「坂本教官」を△処分△する会（会長 片山恵子）

構成員 坂 本 守 信

四月十日付読売新聞によりますと、教養部教授会の決定をうけて貴評議会が「近く坂本教官に対する懲戒免職処分を決定する」といいます。

つきましては、処分審査にともない貴評議会が「坂本教官」に交付される文書が△岡山大学南宿舎RB三〇二△に暮らしております

坂本秋子、裕美、美加たちの生活に侵入し、これを乱すことのないよう、それら文書は、貴評議会議長谷口澄夫氏が、岡大教養△一〇三△教室にて当方にお渡し下さるよう要求致します。

なお当方は週日は午前十時より午後五時までは確実に教養△一〇三△に△存在△としております。万一代理△一〇三△に△存在△しない場合は、△一〇三△に△存在△している△「坂本教官」を△処分△する会△の構成員にお渡し下さるようお願いします。

・ 四月十二日夕刻岡大南宿舎RB三〇二に田代教養部長らしき者他数名がやってきて「審査説明書云々」とくり返した後、下駄箱の上に△何△やら置き帰る

・ 四月十三日五時頃田代他数名、角形四号ぐらいの封筒に入つた△何△やらをもつて△一〇三△の窓下に登場、「あなたの奥さん

が△もつてきた△あなたに△返す△云々と何度もくり返す、

「どういう資格でいるか、評議会の代表か、代表なら資格確認の文書はあるか」と問えども、何も呈示せぬまま逃げ、未だ△審査説明書△にめぐり会えぬまま、△どこか△で△審査△は始まっているのかかもしれない

情況 7 △坂本△教官を△処分△する会創出宣言

△坂本△教官を△処分△する会 片山恵子

発行 一九七三年四月十六日

四月十日付読売新聞によると、教養部教授会は三月二〇日に「坂本教官」に対する懲戒免職処分を決定し、近く評議会で正式決定する、ということである。

この間△一〇三△を中心として△坂本守信△たらが一貫して追求してきたのは、強化されていく△大学△管理体制（大学法体制）△人間扶殺体制としてある現体制の個別△大学△内的形態）の中で△目的△を奪われ、△空間△を奪われ、△時間△を奪われ、トータルに△存在△を奪われている人間存在を奪いかえ、そのような方向であつたろう。あるからこそ△大学△管理機構の中に消された「教官」—「学生」—「職員」関係の追求と公開の過程として△「坂本教官」はどこへ行ったか△というテーマを提出し、消された「教官」としての「坂本教官」と如何にしても消えぬ己れの固有性（△固有史）とのはざ間から、己れの名（擬固有性）を消す（「坂本教官」の△教務係△の登場）ことによって△固有史△と△共同史△の交点をさぐるという逆説的な表現形態を試みてきたといえよう。

また、あるからこそ、切りきざまれ（カリキュラムをみよ）、時間性（固有史△共同史）をはく奪された△空間△の解放（△時間性△の奪還）の拠点として△一〇三△空間に固執しつづけてきたのである。

△人間△個人△として把握してきた近代の破産は、消された教官（個人）の代名詞として登場した△△△片山恵子△をいかなるものとしても把えることができず、ただ恐れあわてるのみでついには△坂本△教官に△いつ△通知、連らくせず極秘裡に学外で△教官△議△を△ちら△あげ（議長の独断で会議の定数をかえうるとすれば、

情況 9 ノオール優（80点）ノはなにを表現する過程なのか

文 資 荻 原 勝

岡大教養部講師（ドイツ語）

□ 現行の単位制度を無内容化していくためにというよりは、いま私たちが共有している教室という関係の無意味さや、また、大学のさまざまな矛盾を促えてゆくために、いまこれを「ノオール優（八十点）」（オール百点だっていい）というそれ自身でもまた無意味な形で表現して問の方向を探し出してゆく過程とするのである。

□ さきの大学紛争のとき有本警官の死（四四・四・十二）を契機として私は以上の問を教官の拒否という発想で促えて業務拒否の形で表現し、これが必然的に含んでしまった私の自己矛盾のなかに大学紛争の不可視の意味の総体を促えて追求した。業務拒否を私はほぼ二年間にわたって続行したが（四四・四・十九～四六・四・十一）、その過程を私は沈黙において総括して打ち切り四六年四月十二日から授業業務を再開した。「ノオール優」は以上的过程の展開である。

＊ この総括は近いうちに公開する。

□ 教官の自己拒否という発想を私は放棄していない。もとより大學当局は私のこの教官の自己拒否一業務拒否に對して停職五ヶ月（四五・四・二二～四五・九・二）という無責任な処分で対応し私の行為を奪って問題をごまかした。私はこの大学当局のごまかし（無責任、沈黙）を私の矛盾（沈黙、大学の崩壊…）のなかに促えて私の側にそのまま奪い取り、授業業務再開「ノオール優」（居直り、笑い、呪い…）という表現過程を通して私たちの問を促えて展開するための共同的具体的な手がかりを探すのである。

□ 「ノオール優」について、また沈黙という私の授業方法（業務方法）について納得しないという学生がいたとして（四七年度に私が担当したドイツ語クラスの学生が書いた一八七枚の「総括」）を私はすべて読んだ）、あるいは、また他のだれかが同じことをいつたとしても、私となんのかかわりがあるのかといまは答えるしかない。私は教官として学生との関係であり、学生もまた学生として教官との関係である。私たちは関係であり大学という共同性（幻想性）である。この共同性（それが空洞化した共同性だとしても）において私たちに對して共同のかかわりをもっている。だから、私（教官）が君（学生）に對して私となんのかかわりがあるのかということは君が私に對してなんのかかわりがあるのかということと同じことである。この白けた共同性をいま「ノオール優」という無意味な形で表現して逆に共同性の新しい根拠を探すのである。

□ 自らを問へ。いや、問の新しい共同の次元を発見しよう。私はちは一しょにいるのだ。その一しょたるや私たちにとつて共同の空しさである。「ノオール優」という表現過程を現実的な媒介として

□ 共同性の新しい方向を追求しよう。いまの結論はこうである。私にとって君という媒介はなにか。君にとって私という媒介はなにか。私たちは自分の生存の根拠をいつも他人のなかにもつているのだから。私たちはみな他人の腹（先祖の墓…）のなかから産まれて來たのだという昨日の事実をもう一度基本的に思い起こしてみよう。

私は君を見失っている。だから私は私を見失っている。君は私に對して私を見失っていないといえるか。

□ 生存の他人媒介ー自分のなかにやつて来るさまざまな問を自分の手で主体的に促えて展開してゆくための他人と共同の契機、相互媒介的な共同の展開（共同参加）のなかにこそ真に人間の問がある。ノオール優ノに於て、たとえば坂本氏の方向と私の方向がどこで触れるか私はわからないが、大事なのは個々の方向ではなくてお互いに媒介性を自由に交換しあえるような共同の時間の展開である。

団った大学当局者は、自らの力ではなしえぬとみるや、またしても機動隊一警察権力に「解決」を委任しました。

西の中教審モデル校といわれ、69年大学闘争を力づくで抑え込んでもらって、無反省・無責任に居直った大学当局者に対する不満や怒りは大学の底へ追いやられて現在の教育体制の恐るべき荒廃を岡山大学は日々映し出してきました。そして大学管理支配の中にあって八〇三／空間はチラシさせられた教室空間を押し開くようにも未知の空間へと変容し、人間の本来の息吹きをふき返す空間として存続してきました。坂本氏を中心としたこの試みこそ、大学当局者は許せなかつたのだと考えられます。既成の関係やワクの中に強いられることにによって、失なわれ続け、歪め続けられてゆく、人間と人間との関係を回復せんとする坂本氏達の存在は、地位を保身し既成性に執着・硬化（感性の死）し切った人達には不安であり疲れであり恐怖であり、排除すべき対象となっていたのです。教官一職員の中には、はたからみてもあきれるほど前後のミカイも忘れて盲目的に襲撃する者も出てくるほどで、大学当局者はこうしたことにより拍車をかけてきました。

もはや共同で現実的な矛盾を解決してゆこうとする姿勢などみじんも見えるものではありません。大学の惨状を越えてゆく方向性を模索する五名への不当な弾圧をはね返すためにもセンターの強化とカンパを訴えます。

（四八年二月）

皆様へ、緊急なるカンパの訴え

既にマスコミ報道などを通じて御存知と思いますが、岡山大学教養部103教室に於て、坂本氏、好並氏等五名が不退去罪現行犯なるものによつて逮捕されました。五名は岡山西署、東署に分散留置され、さらに拘留延長、起訴の攻撃も考えられます。坂本氏をはじめ五名を元気づけ、一日も早く奪還するために皆様に緊急のカンパを訴えます。

事実のデータの解釈にもとづき、手続的にも違法な、坂本教官に対する懲戒免職処分決定をし、それだけでは安心できず、学外への追放をする

岡山救援連絡センター

（振替　岡山九二六九）

徳島から

またしても屍默に抗い 屍景に生きる……

対置されるある△不在▽。
この△不在▽を凝視する者は、その闇の 告知▽に、何を聞き、
何を見るのか？
二月二〇日 午後三時一〇分基礎I講堂に何故△浜本△は△存在
し△、浜本が△不在▽であったのか、この△不在▽こそは、逆ビケ
と捕物△逮捕によって守られた、講堂の中の「講義」の不在と同じ
位相のものである。

△議義▽空間は何者によってどこに拉致され留置されたのだろう
か？
△議義▽空間は何者によってどこに拉致され留置されたのだろう
か？
△議義▽空間は何者によってどこに拉致され留置されたのだろう
か？

検察庁の正午の庭、閉ざれて密室となつた護送車のガラス越しに、
刑事が指さす、一羽の鶴鶴は、△対▽を奪われ、
全身灰色の羽毛のかたまりとなつて、
病んだ芝の上に 陽光の断片を喰んでは見えがくれする。
突然變つてくる 真昼の暝りが……。

△私△達は何を待つていたのか？
△饒舌なロマネスクは、
△何に向つて語り継がれていくのだろう？

昭和四八年二月二〇日（火）午後△基礎I講堂前 駐車場△
護送用無線車、コールサインは△藏本キヤンバスから西署、
大学（内派出所）から警察（本部）△△どうぞ△△三時
二四分△（異）常人逮捕の（常習）被疑者一名受取り帰署す
る、どうぞ△△了解△

△收拾△△解決△のつもりだが、△破滅△△瓦解△
としての医教援会の逮捕権の乱用△官憲導入の常習化△△。
学務係に常駐する西警察署員△大学の派出所△△。
退去命令の紙吹雪き、吹き荒れ、雪崩れる、兎氣の混乱と安
動。

何者が尊つていくのだろう、ひび割れる発語群に、△ことば△が
喪失されていく時、

六号法延におきまして私が△薬理学講義▽を行なうことになりまし
た。この△講義▽は皆様もお認めになるとおり過去約二〇年にわたり△薬理学△に全身全靈をうちこんできた私が退官を真近にしての
男の花道でござります。ここに昨年度一年間の私の△業績△を報告
させていただき、四月二七日の記念△講義▽への御案内といたしま
す。

△△△

△△△

△△△

昨年三月、私は、私に所属するひとりの女△大学院生を除籍処分
いたしました。その女が過去数年、私に対して「ことごとく反抗的」
という「院生にあるまじき態度」を示してきたばかりか、徳大を騒が
せた罪により処分された教官を保証人にするなどというフザケタマネ
をしたためであります。ところがその後も、この今は「部外者」と
なつた「元大学院生」が、その保証人である「元教官」と共に私の
△研究室△および私が講義担当する△講堂△に不法存在し続け、その
ために私の△薬理学△研究と教育は消滅の危機に瀕しました。何故
なら、この「部外者」ども△存在△が（それが静かであるとか騒
々しいとかは関係なく）私の△薬理学△をじいーっとみつめている
ような気がして私は不穏亢奮状態におちいり、オチオチ△講義△研
究△が出来なくなるからであります。

昨年九月、私の不安は極に達し、私は△講義△放棄するに至りました。
ために私の△薬理学△研究と教育は消滅の危機に瀕しました。何故
ないとの医学部長△△研究室△の方は、これまた、その△△を逆
封鎖してまさに造當物△△研究室△を死守しながら、今年二月に至
つたのであります。つらつら思いますように、大学の社会に果す機能
とは、ズバリ一言、要約すれば、秩序の創出（或は修正）維持、
これにつきるのであります。そして私たち基礎科学をなす者は、こ

の機能において、応用科学者よりもさらに高次元の役割、即ち、法
律以前の暗黙の秩序を形成していく役割を宿命的に担つております。
私の△薬理学△がガクという名に値するかななどという風評に耐えて、
私は二〇年、大学教授として△存在△することでこの役割を果し、
今まで昨年度一年間は、まさに心命を賭して、ゴルフで鍛えた腕
と脚腰をフルに使って、△被処分者△どもが私の△薬理学△に消滅
を宣し、その屍体を養分に△薬理学△を開講発展させていくとい
う悪と闘つてまいりました。
去る二月には、私の△薬理学△を拡く社会に開かれたものとして
いくと同時に、△被処分者△どもを退治するという一石二鳥の目的
のため、徳島県警と密に連絡をとり、警察官の△受講△という画期
的なアイデアによつて、△被処分者△どもを、医学部長、私を含む
が△薬理学△は從來の閉鎖性を打壊する突破口を作つたわけでござ
います。

四月二七日の記念△講義△は「元大学院生」が厚かましくも△大
学長△を相手に△処分△の無効を訴えている裁判において、私が証
人△として「元大学院生」の非行の数々を、科学的に証明して御覧
にいれる重大な行事でありますので、皆様の聽講と励ましの言葉を
お願いする次第でございます。今後とも梶本△薬理学△に絶大なる
御支援を賜わりますよう伏してお願い申上げます。

御名 御璽

徳大 △三号

昭和四八年一月十八日

徳島大学評議会 殿

山本光代

陳述の請求について（通知）

昭和四八年一月十二日付け貴評議会あての陳述請求について、私の陳述の請求をおそれて、記載事項を厳守せず、一月十二日付の陳述の請求書の必要事項を厳守した徳島大学長のみが昭和四八年一月十六日地裁六号法廷に出席し、他の評議員が逃亡したことは、きわめて重大な処分審査上の瑕疵であり、法的逸脱である。

陳述の全員は、徳島大学の悪質な処分者への圧殺に恐怖すら感じた。陳述は時間の全裕が充分でなく中途で終っており、さらに続行されるべきことが確認された。

なお口頭陳述を希望するので、再度陳述の機会を評議会に与えるから、私の希望する条件を下記に記載し合意に達した時△陳述△を再開する。

記

1. 陳述は、審査説明書にかかる事実関係について述べることが原則となっておりますので、あらかじめご承知ください。

2. 口頭陳述について

(1) 陳述は口頭であって、私以外の者の出席は、当然です。

(2) 陳述の時間は、事実関係がすべて明らかとされるに必要な時

3. 間とし、あなたと私が希望する日とします。
4. △△△陳述について
書面陳述について
要請します。
5. 参考人の意見を徵することについては、私の陳述の必要に応じて要請します。
6. 陳述に必要な記録その他関係資料がありますから、今後提出しますので審査評議会の記録に添付して下さい。
7. 陳述の場所はその都度通知します。

資料 2

求釈明および通告

昭和四八年二月七日

徳島市藏本町三丁目十八番地の十五

徳島大学医学部薬理学教室
梶 本 義 菊 殿徳島市秋田町五丁目五十六番地
浜 本 多恵子

【講堂（以下臨Iと略す）において、△浜本△および△山本△の△私物△たる赤提灯二個と卒塔婆一本（いずれも、当日の臨I時間・空間が△山本△の△私物△と△山本△の△私物△を、私と山本の制止にもかかわらず奪い取つて講堂外へ持ち出し、そのうち赤提灯一個は山本が講堂下の地面に落されているのを発見したが、他の一個は行方不明となり、卒塔婆は貴殿が握りしめて放さないので、この二品について返却を要求したところ「オレの



部屋へ取りに來い」「赤提灯は事務長に預けた」「一度話に來い」と言つて八時五〇分頃立ち去られました。そこで九時一〇分頃、医学部事務長坂本氏に面談し、この旨たずねると、坂本氏は「私は預つていな」との事なので、事務長室の学内電話にて立花補手を通して前記二品について貴殿に問い合わせたところ、「取りに来るよう」

との意向を伺つたので、九時三〇分頃私と山本は薬理学教室教授室に貴殿を訪れました。ところがノックしたドアを開けて「持物を返して下さい」と私が言うや否や、貴殿は卒塔婆を銃剣のように腰に構えて私と山本に突進し私たちを廊下にはねとばし、なおも卒塔婆で山本に殴りかかり、私に足払いをかけて髪をつかんで床をひきずり黒板ふきで頭を殴りつけました。さらに、これを制止しようとした山本を又もや殴りつけ、私が起き上ると顔を手拳で殴り足払いをかけて倒し、私の荷物を奪い取り放り出し、私の傘を取りあげてこれを水平に腰に構えて私に突きかかりました。物音にとび出して来た勝沼酸素化学教授が貴殿を教授室に隔離し、中から石村助手が鍵をかけたあと、貴殿は自ら望まれた「話」をすることドアの外から私が要求したにもかかわらず、教授室という棺桶の中に閉じこもり沈黙の中に逃亡をきめこまれたのです。貴殿の演じられたこの

頁昼の凶行について下記のとおり求釈明および通告を行います。
(求釈明)

1. 貴殿が△山本△の△処分△の△審査△に必要な陳述資料として徳大評議会に提出通知されていた昭和四八年二月六日の臨Iにおける△精神△経科臨講△に現われ、私と山本の講議参加を妨害したこと及び、臨I時間・空間が陳述資料であることを示す赤提灯と卒塔婆を奪い取り、提灯一個をかくし込み且卒塔婆を破損させたことは、貴殿と△山本△の△処分△の△審査△における貴殿の役割を明確にせよ。
2. 二月六日の凶行のみならず貴殿は△山本△の△処分△の△審査△に現われ、私と山本への暴行と△私△たちからの逃亡を繰り返している。もしも貴殿がこの暴行を正当化うると信ずる根拠を

資料 3

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知提（その五）

山本光代

以上

安ものの手錠がガチャガチャと手首ですれ合い腰の白縄のゆくへは誰がたぐっているのだろう黙された裸身を轟方に銃口に向えばもう奪うものは残らず、ただ蹂躪。

差しのべる少女の手をもつことが犯罪なのだ、罪に辱しめられた△蝶△は鐵格子の隙間から翔んでいくとすり抜けぎわ、リンリンと共鳴する鉄の響きがようやく△空間△波となつて届くのだろう。

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知（その二）

お前達は遠ざかっているつもりなのかい？

山本光世

下記の時間、空間に陳述に必要な記録その関係資料としてそのまま差し出すから受け取り願います。
官憲による受付取りは固くおことわり致します。
昭和四八年二月二〇日(火) 八・三〇

持ち帰られました資料は審査記録として大切に保管されますよう申し添えます。私の今後の陳述の度毎に必要とされています。

昭和四八年二月十八日

徳島大学評議会

卷之三

「退去せよ」

一月二六日免職に上

の陳述

卷之三

は、直接的拘禁をすぐ

下記の時間、空間を

昭和四六年二月二日

昭和四八年二月二五日

山本光代

徳島大学評議会

私、山本光代助手の処分については徳大本部及び公安調査室にファイルされている赤提灯  劇場ハピラ¹に示められているとおり、
まだ△審査▽継続中のものである。それらの△ピラ▽により医学
教授会が何が何でも私の首を斬る決意を変えなかつた所以が広く周
知され、医・教授会の「真意」が理解され、各教官にとつて今後、
学内で処分もされず、現行犯逮捕もされず、ヌクヌクと暮すにはど
うしたらよいかの自戒となさしめている。

山本光

山本光代

資料 5

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知（その七）

デスクの鍵はハンマーで壊されロッカーや電気ドリルでこじ開け、宮憲と大学の手による「検査」と称する蹂躪の果、何かの日付が、その影を掠められていた。押収情況をCheckしようとする、「私」に対して「私」の物をPackして撤去せよと名取教授が迫り、教授、事務員の一団が研究室に雪崩れ込んで来て、足立医学部長が「退去命令」と云う紙片を舞い落し、CheckかPackか詰合の教授室のガラス越しにまたも教授達の一団が々退去せよ、さもないと西署を呼ぶゝとゆきぶって、PackもCheckも宙に舞い上ってしまった。この異様な、あまりに異様な空間は私の陳述に欠くべからざるものとしてあらだらう。

- 20 -

致します。

下記の時間・空間を陳述に必要な記録その他の関係資料としてそのまま差し出すから受け取り願います。

昭和四八年三月六日（火）と昭和四八年三月十二日（月）までの一週間、徳島市南蔵本町三丁目十八番地の十五に所在する、徳島大学医学部の栄養化学教室、及び薬理学教室、特に前者の第三研究室、後者の第二研究室とそれをめぐる空間。

昭和四八年三月五日

徳島市南蔵本町二一九一五

山本光代

徳島大学評議会 殿

資料 6

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知（その八）

山本光代

眉山の桜よりも一足早く魁て医学部構内には「退去命令」が咲き乱れ、散り、花吹雪いております。陳述に必要な資料として提出通知した、時・空間に私が△存在▽すれば必ずや△の代紋背負って△の使者が現れ、且医学部長名入「退去命令」が降つてくるのを見れば、「退去命令」とは貴評議会から足立春雄医学部長に委託された提出資料の受領証査であると考えざるを得ません。△の行なう永続審査・永続陳述・請求が、かくもしかと受取ら

れていくのは、永続審査・陳述をなさせんとする△私▽にとつて心強いことであります。

さて、前回（その七）通知した栄養化学教室第三研究室をめぐる時・空間の一部である。昭和四八年三月六日午前・栄養化学・研究員室（俗称 茶のみ部屋）に現われた藤本医学部事務長補佐によつて足立春雄医学部長の「通告」（昭和四八年三月五日付徳大医庶第六六三五号・別添資料①）が私に手渡されました。

この「通告」は、貴評議会が自称されている昭和四八年一月二六日付私の「懲戒免職発令」に根柢を持つてゐるらしく、「退去命令」の紙飛碟を投げつけていく時と同じ、何者かに操作される人形のように足立春雄医学部長は、この「通告」に対する、私の「申入れ書」（昭和四八年三月七日付・別添資料②）に対しても、回答不可能の状態であります。また三月一〇日午前には、「申入れ書」の回答を、提出資料空間で待っていた△私▽に對して名取靖郎教授が取った言動は、日一日と変貌し、△梶本▽化していくサマを明きらかにしています。読書中の私の書籍をいきなり奪いあげ「コレハ、オマエノ本デハナイヤロウ、窃盗ダ」と叫けばせ、手首を觸んで雑巾の如くしばり上げ、提出資料空間にともされた赤提灯めがけて突進させるものは……去る二月六日、薬理学教室廊下で梶本義衛教授をして△浜本▽に襲いかからせ、卒塔婆ふり上げ、乱暴三昧させるものと同じく、△消滅処分した△免職処分した△と云う虚妄であり、且その虚妄の中の彼等自身が必要とする自己證明であります。名取靖郎と梶本義衛の両教授が日々接近して描く相似形は、また徳島△大学▽が「大の男が女一人の腕をねじ上げて床にころばせる」ことで自己の存在を証明としている△情況▽との相似形もあります。この幾何学が日に日に数を増し、形を大きくする△紋つき「退去命令」や「通告」、「公示」、「告示」……の紙宇宙に現象することが、なによりも、陳述が永続代され、審査空間が果しなく拡がっていく契機を胎んでいるのです。

さて、当然にも、下記の時間・空間は私の陳述に必要な記録そのままである。徳島市南蔵本町二丁目九一五

山本光代

徳島市南蔵本町二丁目九一五

領。

他の関係資料としてそのまま差し出すから受け取り願います。

1. 昭和四八年三月十三日（火）と昭和四八年M月N日

「通告」と「申入れ書」が織りなす△足立▽と△山本▽の出合う時間・空間、及び△別途収集▽私物保管空間。

2. 昭和四八年三月十三日（火）と三月十九日（月）

徳島大学医学部栄養化学教室第三研究室とそれをめぐる、時・空間・薬理学教室第二研究室とそれをめぐる、時・空間。

以上

昭和四八年三月十二日

山本光代

△評議会▽のない定例評議会。

3. △とにかく△上つてはいけない階段、「とにかく」入つてはいけない部屋。

4. △司法巡査が駆つけない常習逮捕、警察ジャンキー・テロルの迷路。

5. △「とにかく」上つてはいけない階段、「とにかく」入つてはいけない部屋。

6. △研究員全員をセミナー室に集め鍵を下してから加えられる暴行。

7. △退去命令と公文書交付が同時に降つて来る立入禁止地区。

8. △警察学校入学を知る合格発表。

9. △研究デスクが現れたり消したりする占有居住空間。

10. △河床、△風、△波間に漂う△。

11. △N・△▽は河床、△▽は風、△△△の波間に漂う△。

12. △ドア二枚へだてた廊下に被処分者が存在するだけで△妨害▽される研究。

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知（その九）

陳述に必要な記録その他関係資料の提出の通知（その九）

資料 7

徳島大学評議会 殿

△天下の徳大△現象

1. △入口を施錠して窓から出入りする本部庁舎、表に出前通用口、裏一タダ乗りのたナンバー黒ぬり公用車発着口。

2. △血に恐怖して喰わざ嫌いになるタコ焼、タコ焼喰いたし面子は惜しい。

3. △受領のないタコ焼出前交付△焼屋に見られたくない出前受

△天下の徳大△現象

1. △入口を施錠して窓から出入りする本部庁舎、表に出前通用口、

裏一タダ乗りのたナンバー黒ぬり公用車発着口。

2. △血に恐怖して喰わざ嫌いになるタコ焼、タコ焼喰いたし面子は惜しい。

3. △受領のないタコ焼出前交付△焼屋に見られたくない出前受

徳島市南蔵本町二丁目九一五

山本光代

徳島大学評議会 殿

要請

昇天せんとする処分を追撃し、参考人承諾書の乱舞で永続処

分へ審査へ

一九七三年五月三日

岡山市津島

岡山大学評議会 殿

岡山市鹿田本町七の二三

じやんきい気付

△坂本▽教官を▽処分する会 (会長 片山恵子)

構成員 坂本守信 印

教員公務員特例法第九条第四項に基づく△参考人申請書を同封致しますので、五月一日に、四月十七日の△立会人▽教養部事務局長田中正氏に委託しました。△陳求請求をお受け取りになったうえで、ご開封下さい。

教員公務員特例法第九条第四項に基づき下記の参考人の陳述を申請致します。

一、神戸市灘区赤松町一の一 松下昇(被懲戒免職処分者)

参考人申請書

坂本守信 印

片山恵子(△坂本▽教官を▽処分△する会会長)

一、当方の申請、参考人の採用、不採用は当方の△陳述の内容と関わってまいりますので、陳述の日より少くとも1日前に、それぞれの参考人の採用

不採用を当方にお知らせ下さい。

教育公務員特例法第九条第四項には

大学管理機関は、第一項の審査を行なう場合において必要があると認める時は、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができる。という規定があり、この規定に基づき上掲の参考人申請書を評議会へ提出します。申請書はある・・・はすべての人を含んでいますので、岡山大学評議会に對し△参考人として△陳述△を希望する人は参考人の承諾書△書△を評議会につきつけて下さい。承諾書△は、明お舟、ヘルメット、壁その他何に託していいだらうと思ひますが、なるべく現在の自分の生活(↓闘争)時間過程において最も身近かな幻想性を帶びたものが望ましいと考えます。△承諾書△の骨子は△坂本守信△氏の懲戒処分審査について、教員公務員特例法第九条第四項に基づく△参考人としての陳述△を△坂本守信△氏から依頼されたので、これを承諾したことと通知する。△承諾書△は△自由△にやつて頂きたいと思います。△承諾書△のつづけが、永続的な△陳述△の始まりであるといつていいでしょう。

一、岡山市津島岡山大学評議会 殿

日付けは△審査證明書の交付受領△の△日△が由にさよつたままですの

で△付なしがある△は△付に△△を付けて下さい。△を一部じやんきい宛送つて下さい。

岡山から(その一)

資料1

公開質問状

きくところによりますと、履修届を貴教務係に提出に行つた学生

に対して、貴教務係の職員が

一、「坂本先生の授業に出ても力がつきませんよ。もつといい授業

があるでしょ。」(四月二十四日)

二、「坂本先生は今度は全員不可にすると言つていた。」

(四月二十五日)

という発言をしたということあります。

右の二つの発言は、△私△に関わりのあることのようでもあり、

関わりのないことのようでもあり、また発言のイミが全く不可解で

あり、特に二、の発言についてはどこにそのような「坂本先生」が

存在しているのか△私△にはさっぱり解しかねます。このような発

言が放置されていますと、いたづらに学生諸君を混乱させるばかり

ですので、早急に△事実△調査の上、左記の釈明事項についての発

言者本人の釈明、ならびに教務係の責任者としての貴職の見解を文

書にて公開されるよう要求いたします。

発言一、について

一、発言中の「坂本先生」とは△誰△のことか、あるいは△何△のことか。

二、「坂本先生の授業」とは△何△を指しているか、

三、「坂本先生の授業」をどのようなものとして把握しているのか、

四、「力がつかない」の「力」とは何か、

ことば(△共同性)としての△英語△との関わりにおいて、また

△大学の本質△との関わりにおいて、更に、人間の根源的共同性

岡山大学教養部教務係長

岩崎正殿

△坂本守信△

一、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治氣付
 二、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治氣付
 三、東京都日野市百草園地二六八一四〇五菅谷規矩雄(被懲戒免職処分者)
 四、岡山市鹿田本町七の二三じやんきい気付金本浩一(被除籍処分者)
 五、教養部昭和四七年度後期「坂本教官」担当英語クラス履修者五六八名
 六、教養部昭和四七年度後期「坂本教官」担当英語クラス履修者二六九名
 (潜在的被除籍処分者)

一、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治氣付
 二、徳島市南二軒屋町山越一一二長谷川正治氣付
 三、東京都日野市百草園地二六八一四〇五菅谷規矩雄(被懲戒免職処分者)
 四、岡山市鹿田本町七の二三じやんきい気付金本浩一(被除籍処分者)
 五、教養部昭和四七年度後期「坂本教官」担当英語クラス履修者五六八名
 六、教養部昭和四七年度後期「坂本教官」担当英語クラス履修者二六九名
 (潜在的被除籍処分者)

中野弘子(被処分者)

浜本多恵子(被処分者)

「坂本教官」の△教務▽係より委託されました△▽をお送りします。

十月十八日に入手、拝見致しました。
お問い合わせの件につき、「坂本教官」は、
四月二十九日付の教養部教務係長あての公開質問状（教務係員
の「坂本先生は今度は全員不可にするといっていた」等の発言
に關するもの）に対する回答がなされてから、回答する、
とのことであります。

一九七二年一〇月一九日

資料 8

△▽

昭和四七年一〇月一四日

坂本守信殿

教養部教務係

昭和四七年一〇月一八日

昭和四七年一〇月一二日に岡山市野田屋町片山恵子名義で先生担当

△のクラスの成績票用紙（評点、評価記入済）が送付されましたが、
これは先生が判定されたものであるか否かを昭和四七年一〇月一七
日（火）までに当方にお返事下さい。

なお、評点はすべて八〇点、評価は優が記済されています。

資料 9

岡大養第九九八号

岡大南宿舎RB三〇二

坂本守信殿

当教養部教務係より貴殿宛に、一〇月一四日付左記文書を書留速達

「坂本教官」とともに△出張▽中であったため、△▽に送付を
依頼致しました△成績票▽について、十月十四日付のお問い合わせ

で 発送しました。

記

岡山市津島

岡大南宿舎RB三〇二

坂本守信殿

昭和四七年一〇月一二日に岡山市野田屋町片山恵子名義で先生担当
△のクラスの成績票用紙（評点評価記入済）が送付されましたがこれ
は先生が判定されたものであるか否かを昭和四七年一〇月一七日（火）
までに当方にお返事下さい。

なお評点はすべて八〇点評価は優が記済されています。

それに対する返答を一〇月一八日午前九時現在まだ受け取っており
ません。

前記の成績判定が貴殿の行なったものであるかどうかの返答を文書
で一〇月二一日正午までに当職宛必着するよう送つて下さい。

貴殿担当クラスの学生の成績認定が行なえず、多数の学生に迷惑を
掛けております。

前記問い合わせに対する文書回答または、成績判定結果をすみや
かに、おそらくも昭和四七年一一月七日までに当職宛必着するよう
送ることを要求します。

一一月七日はその後の手続きを勘案して、授業遂行上おくらすこと
の出来ない最終期限です。

以上

資料 11

資料 12

岡大養第一〇三九号

昭和四七年一〇月二六日

岡山市津島

岡山大学教養部長

田代嘉宏

公開糾問状

資料 13

一〇月二三日貴殿が坂本守信氏の自宅を訪れ（この時坂本氏不在）、
一〇月二日に「教養部教務課」の元に届いている「坂本教官」担当
△の△成績票▽に関連して、坂本氏の奥さんに、
「お子さんも小さいことだしね」
という発言をされたということであります。

この発言は貴殿が現在教養部教授会の構成員であり、また岡大評
議会の構成員であるということを考えるならば、そのはらんでくる

資料 10

「キヨウヨウブキヨウムガカリ」殿

「坂本教官」の△教務▽係

昭和四七年一〇月一四日

坂本守信殿

教養部教務係

昭和四七年一〇月一八日

岡大養第九九八号

岡大南宿舎RB三〇二

坂本守信殿

岡山大学教養部長

田代嘉宏

ハイミ▽は実に重大なものであると言わざるを得ません。
そこで次の問を媒介として、貴殿の現在へ立っている▽位置を明確にして頂きたい。

一、右の発言のはらんでいる、或いははらんでくる△公的な▽イミをどのように捉えているのか、

二、右の発言が関係の中に投げ出された時に作り出すであろう△波紋▽をどのようなものとして考えていたか、

三、総じて、右の発言をなした理由ならびになし得る根拠を明らかにされたい。

回答は全学に公開されたい。

一九七二・一一・五

「坂本教官」の△▽係

千葉庸夫 殿

(註) 一〇月二五日ごろから教養部英語科教授たちが不在の「坂本教官」を求めて、相い次いで坂本氏宅を訪問した。

岡山市津島 岡山大学教養部 田代嘉宏 殿

資料 14

一〇月二六日付の「坂本教官」宛の文書、拝見致しました。

「坂本教官」の意向につきましては、一〇月一九日付の「キヨウヨウブキヨウムガカリ」宛の文書でお伝えしたとおりであります。また成績結果につきましては、提出期限の一〇月一二日に必着するよう△成績票▽を送付済であります(これが届いていることは

一〇月一四日付の「教養部教務係」より坂本教官」宛の文書においても明らかであります。)

△多数の学生に迷惑をかけない△ために、すみやかに単位認定を

行ない、△成績票▽を学生に交付するようとりはからわることを要請致します。

一九七二年十一月六日

「坂本教官」の△教務▽係

岡大養第一一三六号 昭和四七年一一月一三日

岡大養第一一三六号 昭和四七年一一月一三日

岡山市津島 岡山大学教養部 田代嘉宏 殿

当職より貴殿宛昭和四七年一〇月二六日岡山中央郵便局第三四二号書留内容証明郵便にて要求しました件につき、回答期限である一月七日までに貴殿よりの文書回答または、成績判定結果の報告がなかった。一〇月二五日および一月八日の教養部教官会議において左記のことを決定した。

記

(1) 昭和四七年度前期坂本教官担当の英語クラス (講義番号六二二一・六二二二・六二二三・六二二四・六四二一・六四二二)

二二) の成績について、現在(一月八日一五時)までに本人から成績判定結果の報告も、教養部長の問合せ(一〇月一八日付、一〇月二六日付)に対する回答もないでの、正規の成績判定結果の報告があつたとは認め難い。

(2) 一月一二日より一八日までの週は後期授業開始より第五週に当たり、教養部規程第八条に関連して、上記成績判定について特別の措置をとらざるを得ない。

(3) 上記(1)の決定を教養部長名で坂本教官に伝えるとともに、坂本教官から成績判定に関する回答を得るため、一月一二日以後の可及的早い日時を指定して、教養部長が評議員立会いまたは教養部長単独で坂本教官と面談する機会を持つことも伝える。

(4) 上記(2)の指定した日時までに坂本教官が教養部長との面談または文書によって、成績判定結果の報告あるいは、(1)に記載の教養部長の問合せに対する回答をしない場合、坂本教官が上記授業の成績判定の権利を放棄したものと認めざるを得ない。

(5) の面談については、今朝(一月一三日)九時頃および一〇時四〇分頃の二回「部長が本日中に面談したい」旨を事務長および同補佐が使して伝えたが面談の申し込みがなかった。

(6) の文書による回答の場合、指定の日時は一月一四日一七時とする。

(7) 以上のことを承知されたい。

一九七二年一一月一六日

「坂本教官」の△教務▽係

教養部長 田代嘉宏 殿
教養部教官会議構成員御一同 殿

資料 16 は坂本氏が一月一六日、教養部教官会議場にてまいだ文書である。

この郵便物は昭和四七年一一月一三日第二四一号書留内容証明郵便として差し出したことを証明します。

岡山中央郵便局長

岡大養第一一五六号

昭和四七年一一月一七日

岡山市津島

岡山大学教養部長 田代嘉宏

片山恵子 (片山恵子は野田屋町二の三の一八より右へ転居しました)

△ ▽

岡山市平和町五の二六

岡山市津島 岡大南宿舎 R B 三〇二 坂本守信殿

岡山大学教養部内 教養部御中 教養部長 田代嘉宏殿 教養部教務係 殿

当職より貴殿宛昭和四七年一一月一三日岡山中央郵便局第二四一
号書留内容証明、郵便物に対する回答もなく、一一月一六日開催の
教養部教授会(教官会議)の席上で、当職が「さきに片山恵子名義
で、送付された成績票用紙はあなたが判定されたものですか」と質
問したにもかかわらず、貴殿の返事がなかった。
したがつて同教授会(教官会議)は貴殿が、貴殿担当の英語授業の
前期成績判定の権利を放棄したものと認めた。
以上通知する。

資料 18

昭和四七年十月一一日に

「坂本教官」の△教務▽係より委託されました△ ▽をお送りします。
△ ▽

資料 19

岡大養第一四二八号 昭和四八年二月二日 坂本守信殿 教養部長 田代嘉宏

昨年末ごろ開業されたひろば、じょんきいに貴下が従業している
と聞いている。
貴下の従業状態について知りたいので別紙に記入のうえ、昭和
四八年二月一〇日までに当職あて返事をされたい。

教養部長 田代嘉宏

という文面の手紙を同封して送付致しました△成績表▽が未だに陽
の目を見ていないようですので、「坂本教官」の△教務▽係へお返し
したいと存じますから大至急送り返して下さい。

返送先は

資料 20	
1. 別業種	飲食店営業
2. 事業者	谷川正彦
3. 営業所在地	岡山市鹿田町七一三
4. 貴下の出資の有無	△
5. その他参考事項	△
氏名	昭和年月日
	昭和四七年十月一一日に

印

資料 21

2・7 教養部教官会議 成立のための最低限の条件

この間、△教養部教官会議▽らしきものをめぐって様々の不可解
な△事▽が起きている。これらの不可解な△事▽は教養部教官会議
の成立基盤そのものに関わっていることは明らかであるから、2・
7 教養部教官会議が成立するためには、これらの△事▽に関して最
低限以下のことが教官会議の△構成員△すべてによって明らかにさ
れなければならない。

- 一九七二年一二月一三日には△坂本守信△を△大會議室△か
ら押し出して△会議▽らしきものが強行されたが、この△会議▽
が教官会議であるとするなら、その根拠は如何。
- また、一九七〇年四月に出された△荻原△、△坂本△両教官

お 知 ら せ № 65 昭和四八年三月九日

教養部坂本教官の入試妨害などについて 岡山大学

四八・二・一三（火）一六・〇〇頃、坂本教官は、英語試験（野瀬教授）開始直後の一〇四、一〇五番教室に入室し、印刷物を配布し、教卓上に生卵を置いて退室した。

四八・二・一九（月）後期末試験最終日。一五・〇〇頃、坂本教官は、英語試験（入江助教授）実施中の四〇五番教室入口で、教官をめがけて卵をなげつけたのち、教室に乱入して黒板に落書きをし、黒板ふきを持って退室した。このため、聞きとりの試験が妨害された。

四八・二・二一（水）一〇・四〇頃、会計係職員が一〇三番教室の黒板、壁、教卓、机等の落書きを消し修復の必要があるので、調査のため、坂本教官他一名の退室を求めこところ拒否された。

四八・二・二二（木）一一・三〇頃、坂本教官は、教授会開催中の会議室に侵入し、出入口ドアの内外に、印刷物と生卵を置いてたち去った。

四八・二・二四（土）坂本教官は、一〇三番教室を占拠し、職員の入室をこばみつづけたので、入学試験のための整備ができなかつた。

四八・二・二六（月）一〇・二五頃、坂本教官が一〇三番教室に入り、内から鍵をかけていた。教養部長が退去を命じたところ、これに応じなかつた。

二〇・三〇頃、坂本教官他数名が一〇三番教室から退去したのち、A棟の各出入口に施錠し、シャッターを降ろし、補修のため

工事関係者以外の者の教養部A棟およびその周辺への立入りを禁止した。
一九・〇〇頃、一〇三番教室地下ピット内から、寝袋その他多数の物品が発見された。

四八・二・二八（水）一二・三〇頃、A棟およびその周辺への立ち入り禁止区域を構内北側道路まで拡張した。

一三・〇〇頃、北玄関附近の、立看板で構築された囲いの中にいた学生らしき者に対し、教養部長が撤去および退去命令を読み上げたが応じないので、教職員により構築物を撤去し、彼等を立入禁止区域外に併除した。北玄関附近にペインントによる多くの落書きが残されていた。

一五・〇〇頃、一〇三番教室地下ピット内に入り込んだ坂本教官を見発し、立ちのくように勧告したが応じなかつた。その後三月一日午前一・三〇まで頻繁に勧告にくり返したが、ついに応じなかつた。

四八・三・一（木）八・三〇頃、一〇三番教室の外側で坂本教官と学生数名とが話していたが、事務職員が近づくと、坂本教官は窓から一〇三番教室に侵入した。

一一・三〇頃、教職員が、立入禁止区域内の一〇三番教室南側窓附近に前夜からいた学生数人を区域外に併除した。

一〇・三〇頃から一八・二〇頃迄数回にわたり、坂本教官に退去を勧告したが、依然として応じなかつた。

四八・三・二（金）前夜のうちに一〇三番教室南側窓下の立入禁止区域内にテントを設営していたので、一〇・〇〇頃これを撤去させた。

一六・〇〇 警備員が配置についた。

職員が阻止しようとしたとき、一〇三教室の地下ピット内から出てきた坂本教官は、南玄関の門をはずして建物外に脱出し、南玄関前にいた学生等の中にはまざれこんだ。

「附記」「お知らせ № 64」上から二行目の宮本哲（45年除籍）は47年除籍)と改める。

一八・〇〇頃 教養部長は、坂本教官を説得ののち、退去命令を下した。
二二・〇〇頃 教養部教官二名が、坂本教官に退去を勧告した。
二二・四〇 教養部長が、坂本教官に即刻退去することを命じた。
二三・〇〇頃 学生約20名が東側より北側一〇三番教室周辺で氣勢をあげたあと、ガラス四枚（北玄関三枚、便所一枚）を破つてひきあげた。

四八・三・三（土）一八・〇〇入試体制に入る。坂本教官は退去命令を無視してピケット内にとどまっていた。「九・三〇

一九・三〇 入学試験開始」

一〇・〇〇頃 大学は、保健管理センター山吹所長に坂本教官の診察を依頼した。

一五・二〇頃 山吹所長診察。異常はなかつた。
二二・〇〇頃 山吹所長再び診察。坂本教官は、ピケット内より片手を出して脈をとらせた。

四八・三・四（日）八・〇〇頃、坂本教官は、依然退去命令を無視して、地下ピケット内にとどまっていた。

一四・三〇頃 一九・〇〇頃の二回、山吹所長診察。異常はなかつた。

四八・三・五（月）八・〇〇頃、坂本教官は、地下ピケット内にとどまっていた。

「一二・〇〇 第五試験場入学試験終了。」

一六・〇〇頃 「寮戦線」の学生を主体とするヘルメット着用、竹竿等携行の学生を含めて約30名がA棟周辺で氣勢をあげ、南北玄関その他の出入口の扉をはげしくたいた。
一六・三〇頃 金本浩一（四五年除籍・共済会食堂部従業員）は、施錠していたC棟西での出入口から侵入した。これを見た